

令和4年12月16日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 加 藤 伸 司	危機管理監 山 田 大 平
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 影 山 敬 二
布野支所長 才 田 申 士	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 落 合 裕 子
三和支所長 細 美 寿 彦	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議事係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第99号	(総務常任委員長報告 6 件) 三次市個人情報保護に関する法律施行条例 (案) (原案可決)
	議案第100号	個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第101号	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第102号	三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第103号	三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第106号	工事請負契約の締結について (原案可決)
第 2	議案第104号	(教育民生常任委員長報告 3 件) 三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第105号	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	陳情第 4 号	新三次中央病院への「脳神経内科新設」を求めることについて (原案可決)
第 3	議案第113号	(産業建設常任委員長報告 2 件) 財産の処分について (原案可決)
	議案第114号	損害賠償の額を定めることについて (原案可決)
第 4	議案第107号	(予算決算常任委員長報告 7 件) 令和 4 年度三次市一般会計補正予算 (第 8 号) (案) (原案可決)
	議案第108号	令和 4 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
	議案第109号	令和 4 年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 3 号) (案) (原案可決)
	議案第110号	令和 4 年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決)
	議案第111号	令和 4 年度三次市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決)
	議案第112号	令和 4 年度三次市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)

	議案第115号	可決) 令和4年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)(原案可決)
第 5	発議第8号	国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書(案)(原案可決)
第 6	発議第9号	地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書(案)(原案可決)
第 7		広島県水道広域連合企業団議会議員選挙について(当選)

令和4年12月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和4年12月16日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告 6 件）
	議 99	三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）……………259
	議 100	個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）……………259
	議 101	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）………259
	議 102	三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）……………259
	議 103	三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案） 259
	議 106	工事請負契約の締結について……………259
第 2		（教育民生常任委員長報告 3 件）
	議 104	三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………264
	議 105	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………264
	陳 4	新三次中央病院への「脳神経内科新設」を求めることについて………264
第 3		（産業建設常任委員長報告 2 件）
	議 113	財産の処分について……………266
	議 114	損害賠償の額を定めることについて……………266
第 4		（予算決算常任委員長報告 7 件）
	議 107	令和4年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）……………267
	議 108	令和4年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案） 267
	議 109	令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）……………267
	議 110	令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）………267
	議 111	令和4年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）……………267
	議 112	令和4年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………267
	議 115	令和4年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）……………267
第 5	発 8	国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）……………268
第 6	発 9	地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）……………271

第 7	広島県水道広域連合企業団議会議員選挙について……………274
-----	--------------------------------



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和4年12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び意見書等の審議を行います。

三次市議会では今期定例会も、マスクの着用、マスク着用での発言とし、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じてまいりました。発言等が聞き取りにくい場面もあったと思いますが、おいでくださいました、また御視聴いただきました皆様には、御不便をおかけしたり、聞きづら部分があったかもしれませんが、どうか御理解を頂きますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、大森議員及び竹原議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告6件

議案第 99号 三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

議案第100号 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

議案第101号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第102号 三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第103号 三次市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第106号 工事請負契約の締結について

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第99号三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 横光春市君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 横光総務常任委員長。

〔総務常任委員長 横光春市君 登壇〕

○総務常任委員長（横光春市君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月9日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第102号三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例（案）については、この条例改正の発端となっている本市が広島県水道広域連合企業団の構成団体となることそのものに反対であり、広域化する組織において安全な水が確実に供給できるのかいまだ不安である。また、本市の水道局施設が同企業団に譲渡された後の管理方法や組織の管理体制の詳細が見えてこないなどの状況では、企業団設立に伴う本市の組織機構の変更は容認できないとした意見や、三次市議会は、既に本市が構成団体となつた広島県広域水道連合企業団の設立に関しては議決しており、それに伴う本市の組織機構の変更は必然的なものであるとした意見が出されましたが、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第102号を除く、議案第99号三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）外4議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、主なものを申し上げます。

議案第99号三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）については、個人情報保護に万全を期するため、個人情報の保護に関する法律の目的に沿った職員研修の充実や、個人情報の安全管理のための積極的な措置を講ずること。

議案第106号工事請負契約の締結については、外部委託している設計業務の成果物においても市が積極的に関わりを持つように努めること。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

討論願います。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 議案第99号三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に反対の立場から討論を行います。

現在、三次市は、個人情報保護条例で、個人の情報は本人から直接収集しなければならない。また、目的外利用、外部提供を制限している。オンラインでの結合を制限することなどを定め、市民の個人情報を保護しています。しかし、政府は、2021年5月に成立させたデジタル関連法案で、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業に人工知能で分析させ、もうけの種にさせることをデジタル改革の名で進めています。これは、個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、民間癒着の拡大といった多くの問題を抱えています。

また、個人情報保護法の改定で、自治体の個人情報保護条例が設けてきた個人情報の規制がデータ流出の支障となるとして、全国的な共通ルールの下、一元化しようとするものです。国や自治体を持つ膨大な個人情報を民間企業に顧客情報として提供できるようにしたいと個人情報を外部に流通させ、目的外利用させることができるよう個人情報保護法を改悪し、自治体に現在の個人情報保護条例の廃止と解約後の個人情報保護法に基づく新たな条例の制定を求めているものです。

デジタル関連法によって、個人情報保護に関する関係諸法を改定された個人情報保護法に統合する。この改定法に地方自治体の個人情報保護制度も含む全国的な共通ルールを規定して、国の情報保護委員会にこの所管と解釈権を一元化することになります。自治体の審議会への諮問対象を限定するとともに、国の個人情報保護委員会から自治体における審議会への諮問対象を限定するとともに、国の個人情報保護委員会からの自治体への監視、勧告も定められています。今回の条例案は、市民の個人情報を本当に保護できるのかどうか問われる大問題であり、個人情報保護審議会などで検討するとともに、広く市民の意見を求めるなど、慎重な取組が必要です。

以上のことから、個人情報を外部に流出させ、目的外利用させることができるようにする条例案に賛成することはできません。これまでの個人情報保護条例を維持することを強く求めて、反対討論とします。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第99号についての賛成討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第99号三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に賛成の立場で討論に参加します。

本条例案は、デジタル社会の形成を図るため、関係法令の整備に関する法律の施行により、令和5年4月1日から地方公共団体においても個人情報保護に関する法律が適用されることに伴い、三次市として、本条例案の趣旨で示すように、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものと規定しております。したがって、本条例案では、開示請求に係る手数料と行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料、審査会の設置、審査会の組織及び運営について定め、三次市個人情報保護条例の廃止と、廃止となる旧条例の廃止に伴う経過措置を定めるものであります。

本条例で情報開示されたことに係る条例を定めるものであり、市としては当然に制定しなければならない条例であると認めております。また、本条例案を認めないと、市が所有する個人情報を保護することが難しくなるとともに、本市に求められた開示請求に対し、市としての業務に支障を来すと考えております。

以上の理由をもって、議案第99号三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に賛成の立場の討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第99号についての反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) これをもって議案第99号についての討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 議案第102号三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)について、反対の討論を行いたいと思います。

まず、このことは地方公共団体の責務といたしますか、その責任の放棄になるというふうに思っています。その根拠となるのは、水道事業法で、水を供給する事業は市町村が経営することが原則となっておる。それを放棄して県の1つの企業団へするということは、これは地方公共団体が市民の福祉、幸福を追求することについて放棄をすることになるというふうに思います。その中には、特に組織、職員、財務規定、独立採算制の問題、企業債などなどの問題も含めて責任を負うということになっています。それをも放棄して、その組織をなくするということは大きな問題になると思います。市民の不安がさらに募るのではないかというふうに思っています。

人口減少社会や料金の格差、偏差というのは、赤穂市が基本料金853円だそうです。最高が6,841円。8倍の格差があります。そういうことも全国的には起こっていて、非常にこの水道事業というのが不安定な状況にあるというふうにあるわけで、さらに、この意見書の中にも書かれてあります水道企業団への資産の譲渡の方向も、これも定かになっていない。これも明らかにしなくてはいけません、それも基本的には明らかになっていませんし、その資産を修理するのは、企業団でなくて三次市がするんだと。譲渡したものをなぜ三次市が改修や管理をしていかないけないのかという問題もまだまだ残っています。

特に、企業団の議員もまだ決まっています。監査体制も明らかになっていないということでもあります。こういうふうに水道企業団へ参画すること自体間違っていると思いますが、さらに組織をなくして、三次市民の不安が、災害や様々な修繕などのことについてしっかりと三次市が対応すべきということが水道事業法でも明らかになっていますので、今後のそうした事業について、特に安心・安全な水の提供ということでは、水道局をしっかりと残していくべきだというふうに思うわけでありまして。特に、この総務省の出している、2016年に出した現状と課題の中でも、「10年後の民間委託も視野に入れて」というふうに明記してあります。そういうふうに、本当に市民が安心・安全な水を提供していただけるのかどうなのかというのは、前段言いましたように、地方公共団体の責任。その放棄をするということは、非常に禍根を残すことではないかというふうに思います。

そういう意味で、40年後の責任ということも言われていますが、広域化をしても、とてもそういう安心・安全な水が提供できるとは思いませんし、料金の問題でも、料金がしっかり維持できている広島市や福山市は参画をしていないという大きな問題がこれまでも県内ではある。それらも含めて、今のこの状況ではこの組織替えということは大きな問題があると思いま

すので、反対の意見とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第102号についての賛成討論を許します。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

○16番（藤井憲一郎君） 議案第102号三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

三次市議会は、本年9月定例会において、議案第92号広島県水道広域連合企業団の設立についてが提出され、既に9月28日に議決をしております。本議案のそれに伴う本市の組織機構の変更は必然的なものだというふうに解釈しております。

以上の理由により、議案第102号三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場で討論いたします。

○議長（山村恵美子君） 議案第102号についての反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって議案第102号についての討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより議案第99号外5議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第99号三次市個人情報保護に関する法律施行条例（案）を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第99号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第99号三次市個人情報保護に関する法律施行条例（案）は委員長の報告のとおり決しました。

次に、反対討論のありました議案第102号三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第102号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第102号三次市行政組織条例及び三次市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第99号及び議案第102号を除く議案4件について採決いたします。

議案第99号及び議案第102号を除く議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第99号及び議案第102号を除く議案4件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号及び議案第102号を除く議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告3件

議案第104号 三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第105号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

陳情第4号 新三次中央病院への「脳神経内科新設」を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第2、議案第104号三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外1議案及び陳情第4号新三次中央病院への「脳神経内科新設」を求めることについてを一括議題といたします。

議案2件及び陳情1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 保実 治君 登壇]

○教育民生常任委員長(保実 治君) 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案2件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月12日に委員会を開催し、議案審査においては担当部長等の出席を求め、また、陳情については、提出者の趣旨説明、趣旨説明に対する質疑を行うとともに、所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査を行いました。

議案第104号三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外1議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第4号新三次中央病院への「脳神経内科新設」を求めることについては、審査の結果、願意妥当であり、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

陳情採択に伴う主な意見については次のとおりです。

提出者は、自らの体験から、市内の医療機関ではパーキンソン病と診断されず、治療も広島市内の病院に通わなければならない。通院は精神的にも肉体的にも経済的にも負担が大きく、市内で通院できれば負担が大きく軽くなるとの説明がありました。また、筋萎縮性側索硬化症で夫を亡くされたもう一人の方の提出者からは、この病気が早期発見される体制が整備されることを強く願い、市立三次中央病院の建て替えに当たり、脳神経内科の新設を求めるものであるとの説明がありました。

委員からは、患者数の資料に対する質疑も行われました。

次に、所管する市民病院部からは、これまでもパーキンソン病への対応を求める声は多くあり、脳神経内科の大学医局への訪問を続けているところであるが、全体的に医師が少ないという課題もあるので、引き続き脳神経内科の医師の派遣について働きかけを行っていくこととしているとの説明がありました。

委員からは、医師の派遣を受けることが可能なのかとの質疑があり、市民病院部からは、広島県が掲げる大学を中心とした医師の育成と確保という大きな目標の中に市立三次中央病院が県北の中核病院として位置づけられることで、より充足した医療体制の構築がめざせるのではないかと考えるとの回答がありました。

こうした審査から、市立三次中央病院の建て替えに当たり、脳神経内科の開設は、患者の負担軽減、病気の早期発見、早期治療のために重要な取組の1つであり、医師確保の取組が進展することを期待するとともに、市立三次中央病院の県北における中核病院としてのさらなる機能向上を望むものであります。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第104号外1議案及び陳情第4号を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

陳情1件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号外1議案及び陳情1件は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

日程第3 産業建設常任委員長報告2件

議案第113号 財産の処分について

議案第114号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第113号財産の処分について外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 弓掛産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 弓掛 元君 登壇〕

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） それでは、産業建設常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月13日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第113号財産の処分について外1議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第113号財産の処分については、新たな企業立地に伴い交通量の増加が予測されるため、安全面への十分な対策を望む。

議案第114号損害賠償の額を定めることについては、いま一度、全庁的に事故再発防止に向けた積極的な取組を実施されたい。

以上、述べた事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第113号外1議案を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 予算決算常任委員長報告7件

議案第107号 令和4年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）

議案第108号 令和4年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第109号 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第110号 令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第111号 令和4年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）

議案第112号 令和4年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第115号 令和4年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第107号令和4年度三次市一般会計補正予算（第8号）  
（案）外6議案を一括議題といたします。

議案7件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○予算決算常任委員長（杉原利明君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月14日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第107号令和4年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）外6議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第107号の分担金を伴う災害復旧事業などの執行に当たっては、関係者への丁寧な説明を行うなど、引き続き事業の円滑な推進を図られたい。また、学校給食調理場整備事業については、継続費の補正が必要になった経過を整理し、今後も適正な予算管理を行うとともに、事業完了後は継続費という手法について課題と成果の検証が必要と考える。福祉保健センター駐車場改修工事においては、みよしこども診療所へ来院される方にも配慮した駐車場整備を検討されたい。

議案第115号令和4年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）のプレミアム付商品券発行事業補助金については、使い手側に立った施策の検証を行い、より多くの市民に喜ばれる事業となることを期待する。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業に当たっては、感染症拡大防止に直接的な効果が期待される用途についても研究されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分に反映していただくよう要望します。

最後に、事業別審査シートの作成に当たっては格別の協力を頂いているところですが、今回、積算根拠の記載が十分でない例が幾つか見受けられました。このシートは、本来、事業内容をより可視化することで、審査を円滑に行うとともに、市民に対する情報公開に資するものとして取り組んでいるものであります。その作成に当たっては、積算された予算の明確な根拠数値等の記載について引き続き協力をお願いし、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第107号外6議案を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第8号 国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第5、発議第8号国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、保実 治議員、鈴木深由希議員、横光春市議員、弓掛 元議員、月橋寿文議員と私、宍戸 稔でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第8号

## 国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）

令和4年6月10日厚生労働省医政局より、新型コロナウイルス感染症対応交付金による「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に関する事務連絡が医療関係団体に発出された。物価高騰のため、コロナの影響を受けている医療機関において、食材料費の値上げや光熱水費の高騰に影響を受けている場合、地方公共団体の判断により、上記交付金の活用が述べられている。現在、医療機関や介護事業所では、物価高騰の影響を受けているが、医療機関では規則上、療養の給付と直接関係のないサービスに関しての費用の徴収は認められていない。価格転嫁のできない今般の光熱水費等の急激な値上がりに対しては、補助金等の助成措置が必要である。そして、食材料費の値上げによる費用増も深刻である。平成6年以来食事療養費は据え置かれたまま、患者負担を増やすことなく、食事療養費の引上げを実施すべきである。また、介護事業所においても、患者負担を増やすことなく、食事療養費の引上げを実施すべきである。

既に公共施設や学校について、光熱水費や給食費の助成が行われているが、交付金の活用を拡大する対応を考慮すべきである。

よって、財政的追加措置も含めて医療機関、介護事業所に対する財政支援を行うため、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 医療機関や介護事業所に対して、光熱水費、食材料費及び燃料費の助成措置を講ずること。
- 2 食材料費の高騰に対して、28年間据え置かれている医療機関への食事療養費の引上げ実施を国の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月16日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

まず、反対の討論を許します。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

○15番（黒木靖治君） 先ほどの国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）に対して、反対の立場から反対討論をいたします。

まず、先ほど述べられました、下に記載してあります1、2の項でございますが、まず1の医療機関や介護事業所に対して、光熱水費、また、食材料費、燃料費の助成措置を講じること。これについては、物価高騰対策については、これまでも累次にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けている医療機関等について、地方公共団体の判断により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した取組がなされております。

また、本年9月9日に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、強化として、物価予備費と既存予算を活用して、6,000億円規模の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、価格高騰等への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニューが地方自治体に提示され、医療、介護、保育施設等に対する物価高騰支援が推奨されていますので、この交付金を対応すべきだと考えます。

また、2項目めの、食材料費の高騰に対して、28年間据え置かれている医療機関への食事療養費の引上げ実施を国の責任で行うことについては、食事療養費の財源は診療報酬から来ており、診療報酬の見直しは2年置きに行われていて、今年の4月に改定されたばかりです。次の改定の予定は令和6年4月の予定となっております。28年間据え置かれているのは考えていくべきだと思いますが、入院時に自己負担額が増える、また、在宅と入院の費用負担の公平化の観点から、今の現状では難しいのではないかと思います。また、今後の改定の課題になっているのではないかと考えます。食材費の高騰に対しましては、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響及びコロナ禍による物価高騰によるもので、食事療養費のこととは別にして考えるべきだと思います。よって、1と同様に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用すべきだと考えます。

以上の理由により、国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書（案）について反対討論といたします。

以上です。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

発議第8号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、発議第8号は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第9号 地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第6、発議第9号地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） 皆様、おはようございます。ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、保実 治議員、宍戸 稔議員、鈴木深由希議員、横光春市議員、弓掛 元議員、月橋寿文議員と私、黒木靖治でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第9号

地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）

平成15年12月に可部線の可部～三段峡間が廃止され、平成30年3月末には三江線が廃止された。西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の廃止提案に対して、沿線自治体が重ねて「維持・存続」を求めてきたにも関わらず、その意向が受け入れられなかったことは残念でならない。

JR西日本は令和3年2月の記者会見で「ローカル線の維持は非常に難しくなってきた。関係自治体にはまちづくりにあわせた最適な交通体系を、今後さらに一緒に議論していきたい」と鉄道から他の輸送手段への変換提案ともとれる内容を発表した。

JR西日本は昭和62年の会社発足（国鉄の分割民営化）以来、実に16の線区（船舶含む）を廃止又は他の運営体に移管している。また、JR他社においても、ローカル線の見直しについて沿線自治体との協議を進めたいとの報道がなされている。

このように「地方ローカル線」は苦境に立たされているが、地方で生活していく上で、「移動手段の確保」は必要不可欠であり、安易な「ローカル線の廃止」は地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体をはじめ関係自治体の意向が最大限尊重される必要がある。また、「地方創生」具現化のためにも積極的な「地方ローカル線存続」に向けた政策が展開されるべきと考える。

よって、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1 地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることに

なることから、鉄道事業者の届出により路線を廃止できる現行の鉄道事業法について、路線を廃止する場合は関係自治体の同意を前提とした「許可制」に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月16日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

まず、反対の討論を許します。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） 発議第9号地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）について、反対の立場で討論いたします。

本意見書の要望内容は、現行の鉄道事業について、路線を廃止する場合は関係自治体の同意を前提とした許可制に戻すことの1点であります。現在、JR会社法に基づいた大臣指針において、路線を廃止しようとするときは関係自治体等に対して十分に説明することが求められています。実際、JR各社は大臣指針を遵守しており、廃止後の代替交通手段の確保など、努力した上で届出をしています。十分な調整を行わずに届出された事例はこれまでにありません。

さらには、国の主体的な関与によって、沿線自治体、鉄道事業者等から成る特定線区再構築協議会を設置し、この協議会において、利用者の目線で真摯に協議を進めていくとされています。よって、許可制になったとしても、最終的な国の判断は変わらないと考えます。

また、本意見書において、JR西日本は、1987年の会社発足以来、実に16線区を廃止または移管しているとの記載がされています。JR西日本の判断で16もの線区を廃止したように強調されていますが、実際にはそのほとんどが国の法律や制度及び地方自治体との合意の中で廃止されており、JR西日本の意向として廃止したローカル線は、可部線の一部、美祢線の一部、そして三江線の3線区のみであります。このような記載は不適切と考えます。

また、芸備線の一部区間を始め、地方ローカル線においては、人口減や車社会の進展により極端に利用が少なくなっており、ただ単に鉄道事業者に運行を任せているだけでは路線の維持はできない状況に追い込まれています。今こそ、国、沿線自治体、沿線住民、鉄道事業者などの関係者が一丸となり、地域のローカル線の現状を直視し、危機意識を共有した上で、地域住民の移動手段の確保を図っていくべきと考えます。

本市も、加入している芸備線対策協議会を通じ、芸備線の存続及び沿線地域の活性化に向け、ＪＲ西日本と利用促進策の実施について協力体制を取っている状況であります。実際に、サイクルトレインなど、様々なイベント協力のほか、本市とＪＲ西日本、バス事業者との協力などにより「どっちも割きっぷ」を昨年度より販売しています。全国的にも大きな好事例と紹介されています。このような中で、許可制にして、ＪＲ西日本のみ運行責任を求めるような意見書を国に提出した場合、今後の協力体制に影響が出ないのか心配な状況であります。

最後に、路線廃止を許可制に戻すことを国に求めるだけでは問題の先送りではなく、もはやこの段階を過ぎています。ローカル鉄道を含め、地域公共交通をどのように確保していくか。コロナ禍における経営悪化、人口減による利用減、それに伴うダイヤの問題、施設の老朽化、災害への脆弱性など、様々な課題があります。新たな支援制度や枠組みの整備、協力体制の構築、さらには必要な予算の確保などを求めていくほうがより三次市の公益につながっていくと考えます。

以上のことから、本意見書の採択について反対させていただきます。反対への賛同をよろしくお願いします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成の討論を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

私たちは、さきに芸備線沿線議員連絡協議会を立ち上げました。広島、三次、安芸高田、庄原の多くの議員がこれに結集しております。もちろん市長の皆さんも同様の協議会を立ち上げておられますが、この協議会の目的はＪＲ芸備線全線の存続です。日本国有鉄道、国鉄という響きが少し懐かしくなってきましたが、皆さん御存じのとおり、国は、国の責任において地方の公共機関を運営し、直営していくというのを今から35年前まで行っていました。赤字も覚悟です。地方住民のまさに経済や交通手段を守るために、一方で赤字は出すけど、一方で稼いでいくという、国全体で責任を持つという体制を取ってまいりましたが、車社会への移行、鉄道利用者の減少、経営赤字という中で、民間企業に民営化され、今のＪＲは分割されて、各地方における会社になった。この会社がローカル線をなくしていこうとする理由は明確です。大きな赤字を生み出すから。議員連盟の我々の目的は存続です。ＪＲ西日本、経営する会社の立場は、目的は廃止です。この立場は明確だろうと思います。そのために、私たちができ得る限りの様々な方法を考え、模索しながら、地域住民のまさに公共交通と経済活動を守っていくために努力する必要があるのではないのでしょうか。

議員連絡協議会の代表の方は、この年末に東京のほうへ、大臣のほうへお話に行く聞いております。あるいは、そのほか、利用促進へ向けて、様々な、今、市を挙げての取組が行われているのは皆さん周知のとおりです。さきの議員報告懇談会のワークショップにおいても、芸備線存続を求める声や、あるいは、芸備線だけではなくて、お年寄りの免許返納に関わる地方

公共交通に対する不安、これは多く意見が出されました。

また、さきに三次高校との懇談会を行いました。テーマは芸備線、福塩線利用促進プラン。高校生なりにこのプランを考え、どうやって芸備線、福塩線を残していくかというのを考えた。私の担当したグループは1年生。本当は2年生のグループなんですけど、唯一1年生のグループが参加しました。芸備線の歌を作るとかパンフレットを作る、ユーチューブで発信するとか意見が出ましたが、私は「ちょっとその前に」と言いました。

○議長（山村恵美子君） 新田議員、法改正についての直接的な討論をお願いします。

○11番（新田真一君） 要は、簡潔に言えば、会社が2,000人以下のローカル線が厳しいと言っているから、廃止を求める提案がされているんですよということを提起した。そうやって多くの皆さんがこの問題に関わりながら、地方公共交通の在り方も含め、芸備線の存続を望んでおられることは間違いない。市を挙げて市民の声に答えていくなれば、この許可制というのが唯一の方法とは思いませんが、あらゆる手段を考え、取り組んでいくべきであると考え、この意見書に賛成の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

発議第9号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、発議第9号は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 広島県水道広域連合企業団議会議員選挙について

○議長（山村恵美子君） 日程第7、広島県水道広域連合企業団議会議員選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

広島県水道広域連合企業団議会議員選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

広島県水道広域連合企業団議会議員については、弓掛議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました弓掛議員を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、弓掛議員が広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人に決定されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、私のほうから一言お礼を申し上げます。

令和4年は、2月にロシアによるウクライナ侵略が始まり、現在も終息することなく、多くの犠牲者や避難民が発生する状況が続いております。一日も早く安心・安全な日々が訪れることを願うものであります。

また、変異株による新型コロナウイルス感染症の蔓延、さらには円安等を背景とする物価高など、令和4年も大変厳しい1年でありました。今年も残すところ10日余りとなりましたが、これから寒さが厳しくなっております。皆様、くれぐれも体調には御留意いただきまして、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。

これにて令和4年12月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時 3分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月16日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 大森 俊和

会議録署名議員 竹原 孝剛